

【ワーキング・セッション　：精神障害者・医療ケアを必要とする
重度障害者等の地域移行の支援など】
～ 障害保健福祉関係予算の概要について～

平成 27 年 5 月 19 日

厚生労働省

平成 27 年度 障害保健福祉部予算案の概要

予算額

(26 年度予算額)	(27 年度予算案)	(対前年度増 減額、伸率)
1 兆 5 , 019 億円	1 兆 5 , 4 9 5 億円	(+ 4 7 6 億円、 + 3 . 2 %)

障害福祉サービス関係費(自立支援給付費 + 障害児措置費・給付費 + 地域生活支援事業費)

(26 年度予算額)	(27 年度予算案)	(対前年度増 減額、伸率)
1 兆 3 7 3 億円	1 兆 8 4 9 億円	(+ 4 7 6 億円、 + 4 . 6 %)

【主な事項】

	(対前年度増 減額)
良質な障害福祉サービス等の確保	9 , 3 3 0 億円 (+ 2 5 9 億円)
地域における障害児支援の推進	1 , 1 2 0 億円 (+ 2 2 3 億円)
地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】	4 6 4 億円 (+ 2 億円)
障害者に対する良質かつ適切な医療の提供	2 , 2 3 4 億円 (+ 1 4 億円)
障害福祉サービス提供体制の整備	2 6 億円 (4 億円)
障害者の地域生活支援のための拠点等整備【新規】	0 . 3 億円
障害者への就労支援の推進【一部新規】	1 0 . 9 億円 (± 0 億円)
障害者自立支援機器の開発の促進	1 億円 (0 . 5 億円)
文化芸術活動の支援の推進	1 . 3 億円 (± 0 億円)
長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進【一部新規】	1 . 3 億円 (+ 0 . 2 億円)
自殺対策に取り組む民間団体への支援	1 . 3 億円 (± 0 億円)
薬物などの依存症対策の推進【一部新規】	1 億円 (+ 0 . 6 億円)
被災地心のケア支援体制の整備 (復興)	1 6 億円 (2 億円)

(復興) と記載のあるものは、「東日本大震災復興特別会計」計上項目



ひびくろいん みるみのすけだん

厚生労働省 障害保健福祉部

障害児・障害者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実や地域生活支援事業の着実な実施や就労支援、精神障害者や発達障害者などへの支援施策を推進する。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進 1兆5,247億円

障害福祉サービスの確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス等の確保 9,330億円

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスを総合的に確保する。

また、平成27年度報酬改定においては、福祉・介護職員の処遇改善、物価の動向、障害福祉事業者の経営状況等を踏まえ、±0%の改定率とする。併せて、グループホームにおける重度者支援の充実や地域移行に向けた支援の充実、就労移行後の定着実績の評価、工賃向上に向けた取組の推進、計画相談支援の強化、強度行動障害を有する者に対する適切な対応などを行うこととしている。

(参考)【平成26年度補正予算案】

障害児・障害者に対するサービスの充実にかかるシステムの改修等 14億円
安心して利用できる障害福祉サービスの構築に向け、障害者総合支援法の施行後3年を目途とした制度の在り方等の検討に給付費データ等を活用するとともに、早期のシステム改修により、統計機能の拡充等を図るほか、給付費データだけでは捉えきれない障害福祉サービス等事業所や利用者の実態調査等を行う。

(2) 地域における障害児支援の推進

1,120億円(うち障害福祉サービス関係費は1,055億円)

障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育などの支援を受けられるよう、それに係る必要な経費を確保する。

また、報酬改定においては、福祉・介護職員の処遇改善を行うとともに、児童発達支援や放課後デイサービスにおける支援の質の確保のための職員配置の評価などの障害児支援の充実を行うこととしている。

(3) 地域生活支援事業の着実な実施【一部新規】 464億円

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、複数市町村の共同実施(意思疎通支援)を推進する等により事業の着実な実施を図る。

(4) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備 **26 億円**

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業等を行う日中活動系事業所やグループホーム等の整備促進を図るとともに、障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備やきめ細やかな支援を行うための小規模な形態による体制の整備を推進する。

(参考)【平成 26 年度補正予算案】

障害者施設等の耐震化等整備の推進 **80 億円**

障害児・障害者が住み慣れた地域で安全かつ安心して暮らしていけるよう、障害者施設等の耐震化整備及びスプリンクラー等の整備を推進する。

(5) 障害者の地域生活支援のための拠点等整備【新規】 **0.3 億円**

障害者の高齢化・重度化等の対応や「親亡き後」を見据え、障害者が地域社会で安心して暮らしていける社会の実現を目指し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していくため、先駆的・先進的に取り組もうとする市町村等に対してサービス提供体制の拠点整備を図るためのモデル事業を実施する。

(6) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 **2,234 億円**

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(7) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 **1,557 億円**

特別児童扶養手当(1,171 億円)、特別障害者手当等(386 億円)

(8) 障害児・障害者虐待防止などに関する総合的な施策の推進

障害者虐待防止の推進 **地域生活支援事業(464 億円)の内数**

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制の整備、家庭訪問、関係機関職員への研修等を実施するとともに、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制の強化を図る。

障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進 **3.8 百万円**

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施する。

(9) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援 **11 億円**

重度障害者の割合が一定以上である市町村に対し、国庫負担基準を嵩上げすることに伴い、重度障害者の割合が著しく高いこと等により国庫負担基準を超えて訪問系サービスの費用を支給している市町村に対する補助事業について、小規模な市町村に重点を置いた財政支援を行う。

(10) 強度行動障害を有する者の支援を行う職員の育成

地域生活支援事業 (464 億円) の内数

強度行動障害を有する者等に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を進めるため、都道府県による強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修及び実践研修) を実施する。

障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

(1) 障害者自立支援機器の開発の促進 **1 億円**

障害者自立支援機器等開発促進事業について、脳科学の成果を応用した障害者自立支援機器の開発等を推進する。

(2) 文化芸術活動の支援の推進 **1.3 億円**

文化芸術活動に取り組む障害者のため、活動への支援方法や著作権の権利保護等に関する相談支援などを行うモデル事業等を実施する。

(3) 障害児・障害者の社会参加の促進 **2.5 億円**

視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、盲ろう者向け通訳者養成等を支援し、障害児・障害者の社会参加の促進を図る。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 **207 億円**

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進【一部新規】

1.3 億円及び地域生活支援事業 (464 億円) の内数

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県において、精神障害者の地域移行支援に係る体制整備のための広域調整及び関係機関との連携等を図る。

さらに、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」取りまとめで提示された精神障害者の地域移行方策及び病院の構造改革に係る取組を総合的

に実施し、その効果について検証することにより、精神障害者の退院促進や地域定着を支援する。

また、難治性患者に対して専門的な治療を実施するために、医療機関間のネットワークの構築等による支援体制のモデル事業を行う。

(2) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)体制の整備 **地域生活支援事業(464億円)の内数**

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援や関係機関との調整を行うなど、アウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を円滑に実施するための支援体制を確保する。

(3) 摂食障害治療体制の整備 **0.2億円**

「摂食障害治療支援センター」を設置し、急性期の摂食障害患者への適切な対応や医療機関等との連携を図るなど摂食障害治療の体制整備を支援する。

(4) 災害時心のケア支援体制の整備

0.3億円及び地域生活支援事業(464億円)の内数

心的外傷後ストレス障害(PTSD)対策を中心とした事故・災害等の被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で災害派遣精神医療チーム(DPAT)の定期的な連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害等発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、「災害時こころの情報支援センター」において、DPAT 派遣に係る連絡調整業務や、心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県等の体制整備を支援する。

(5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進 **189億円**

心神喪失者等医療観察法を円滑に運用し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰の促進を図るため、指定入院医療機関の確保や通院医療を含む継続的な医療提供体制を整備する。

また、指定医療機関の医療従事者等を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、医療の質の向上を図る。

(6) てんかんの地域診療連携体制の整備【新規】 **0.1億円**

てんかんの治療を専門的に行っている医療機関を「てんかん診療拠点機関」として指定し、関係機関との連携・調整等を実施することで、てんかんについてのより専門的な

知見を集積するとともに支援体制モデルの確立を目指す。

(7) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保

地域生活支援事業(464億円)の内数

医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、相談支援事業所等における退院支援の体制整備を支援する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

1.4億円

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 発達障害児・発達障害者の地域支援機能の強化

地域生活支援事業(464億円)の内数

発達障害の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備や、困難ケースへの対応、適切な医療の提供に資するため、地域の中核である発達障害者支援センター等に発達障害者地域支援マネジャーを配置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携の機能の強化を図る。

また、都道府県等において、ペアレント・メンター(1)の養成や健診等でのアセスメントツール(2)の導入を促進する研修会等を実施する。

加えて、家族の対応力向上を支援するペアレント・トレーニング(3)及び当事者の適応力向上を支援するソーシャル・スキル・トレーニング(SST)(4)の全国的な普及を図る。

- 1 ペアレント・メンター：発達障害児・発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。
- 2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。
- 3 ペアレント・トレーニング：親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。
- 4 ソーシャル・スキル・トレーニング(SST)：子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。

(2) 発達障害児・発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

支援手法の開発、人材の育成

0.7億円

発達障害児・発達障害者等を支援するための支援手法の開発、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を整備するためのモデル事業を実施する。

また、国立障害者リハビリテーションセンター等で、発達障害者の就労支援に関する

る支援手法の開発に取り組むとともに、発達障害児・発達障害者支援の地域マネジメントに携わる者等に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。

発達障害に関する理解の促進

0.5 億円

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置されている「発達障害情報・支援センター」で、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(毎年4月2日実施)など、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(3) 発達障害の早期支援

地域生活支援事業(464億円)の内数

市町村で、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

4 障害者に対する就労支援の推進

10.9 億円

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 工賃向上のための取組の推進【一部新規】

2.8 億円

一般就労が困難な障害者の自立した生活を支援する観点から、経営改善や商品開発、市場開拓等に対する支援を行うとともに、様々な分野で活躍する専門家の技術指導により、障害者のスキルアップを図るためのモデル事業を実施することにより、就労継続支援B型事業所などの利用者の工賃向上を図る。

また、共同受注窓口の体制整備や、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進することにより、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図る。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進【一部新規】

8.1 億円

就業に伴う日常生活の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。

また、就労継続支援事業の利用から一般就労への移行や、加齢や重度化による一般就労から就労継続支援事業の利用への移行など障害者の能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を行う。

(3) 就労支援の充実強化

地域生活支援事業(464億円)の内数

就労支援を行う事業所のノウハウの充実を図り、企業等での就労を希望する障害者へ

の支援を強化するとともに、企業等で働く障害者のための交流や生活面の相談支援の場の提供等により障害者の就労支援を推進する。

5 自殺・うつ病対策の推進

4.6 億円

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援、普及啓発の推進

【一部新規】

3.5 億円

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化等により、うつ病対策、依存症対策等の精神保健的な取組を行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師等との連携の強化による自殺対策の向上を図る。

また、自殺未遂者等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行うとともに、全国的または先進的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

さらに、医療機関において、自殺未遂者が当該医療機関に搬送された際に再度自殺を図ることを防止するため、臨床心理技術者等によるケースマネジメントを行う。

・ 自殺対策に取り組む民間団体への支援（再掲）

1.3 億円

全国的または先進的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。

(2) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成

0.8 億円及び地域生活支援事業（464 億円）の内数

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカー等の地域で活動する人に対するうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修を行うこと等により、地域の各種相談体制と精神保健医療体制の連携強化を図る。

また、うつ病の治療で有効な認知行動療法（ ）の普及を図るため、医療機関の従事者等の養成を行う。

認知行動療法：ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法。

(3) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）

体制の整備（再掲）

地域生活支援事業（464 億円）の内数

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援や関係機関との調整を行うなど、アウトリ

一斉（多職種チームによる訪問支援）を円滑に実施するための支援体制を確保する。

（４）災害時心のケア支援体制の整備（再掲）

0.3 億円及び地域生活支援事業（464 億円）の内数

心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策を中心とした事故・災害等の被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で災害派遣精神医療チーム（DPAT）の定期的な連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害等発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、「災害時こころの情報支援センター」において、DPAT 派遣に係る連絡調整業務や、心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県等の体制整備を支援する。

6 薬物などの依存症対策の推進

1 億円

（１）依存症治療支援体制モデルの確立

0.1 億円

依存症治療を専門的に行っている医療機関を「依存症治療拠点機関」に指定し、依存症者及びその家族への医療支援の充実を図るとともに、当該機関で得られた知見の評価・検討を行い、支援体制モデルの確立を行う。

（２）認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの普及等【一部新規】0.9 億円

依存症者やその家族に対し、精神保健福祉センターが実施する認知行動療法（ ）を用いた治療・回復プログラムについて、必要な経費を助成することにより、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムの普及を図る。

また、依存症回復施設職員に対して、薬物・アルコールそれぞれの特性を踏まえた研修を実施するとともに、精神保健福祉センターで支援に携わる者に対して、認知行動療法を用いた治療・回復プログラムに関する研修を実施する。

認知行動療法：ものの受け取り方や考え方に働きかけて気持ちを楽にする精神療法

7 東日本大震災からの復興への支援

26.2 億円

（１）障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援（復興） 6.7 億円

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所等のうち、各自治体の復興計画で、

平成 27 年度に復旧が予定されている事業所等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

(2) 障害福祉サービスの再構築支援 (復興)

3 . 5 億円

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置 (復興)

1 6 百万円

東京電力福島第一原発の事故により設定された避難指示区域の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域、旧避難指示解除準備区域等の住民について、障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を延長する場合には、引き続き市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

(4) 被災地心のケア支援体制の整備 (復興)

1 6 億円

東日本大震災による被災者の心のケア等を継続的に実施するため、被災 3 県 (岩手、宮城、福島) に設置した「心のケアセンター」で、精神保健福祉士等の専門職種による自宅や仮設住宅等への訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援等を行うための体制整備を支援する。

平成 26 年度 障害保健福祉部予算の概要

予算額

(25年度予算額)	(26年度予算額)	(対前年度増減額、伸率)
1兆3,982億円	1兆5,019億円	(+1,037億円、+7.4%)

障害福祉サービス関係費 (自立支援給付+地域生活支援事業)

(25年度予算額)	(26年度予算額)	(対前年度増減額、伸率)
8,689億円	9,534億円	(+844億円、+9.7%)

【主な施策】

	(対前年度予算増減額)
良質な障害福祉サービス等の確保	9,534億円(+844億円)
・障害福祉サービス	9,072億円(+842億円)
・地域生活支援事業	462億円(+2億円)
障害者に対する良質かつ適切な医療の提供	2,217億円(+31億円)
障害福祉サービス提供体制の整備	30億円(-22億円)
(参考)平成25年度補正予算案	
障害者施設等の防火対策等の推進	148億円
地域における障害児支援の推進	897億円(+226億円)
重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援事業	22億円(±0億円)
認知行動療法の普及の推進	1億円(±0億円)
自殺対策に取り組む民間団体への支援	1.3億円(+0.3億円)
障害福祉サービス事業所などの災害復旧経費(復興)	8億円(-1.6億円)
被災地心のケア支援体制の整備(復興)	18億円(±0億円)

(復興)と記載のあるものは、「東日本大震災復興特別会計」計上項目



厚生労働省 障害保健福祉部

障害児・障害者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実や地域生活支援事業の着実な実施や就労支援、精神障害者や発達障害者などへの支援施策を推進する。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進 1兆4,739億円

障害福祉サービスの確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス等の確保 9,072億円

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要なホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援等の障害福祉サービスを総合的に確保する。

また、サービス等利用計画の作成及び地域生活への移行が着実に進むよう、相談支援に必要な経費を確保する。

さらに、消費税引上げに伴う増分について、必要な経費（57億円）を計上する。

（消費税引上げによる障害福祉サービス等報酬改定率0.69%）

（参考）

【平成25年度補正予算案】

自立支援給付支払システムの改修等 30億円

自立支援給付支払システムの改修・機能向上により、障害者のサービス等利用計画作成の充実・迅速化を図る。

(2) 障害児の発達を支援するための給付費などの確保 897億円

障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育等の支援を受けられるよう、必要な経費を確保するとともに、障害児通所支援の利用者負担について、多子軽減措置を導入する。

また、消費税引上げに伴う増分について、必要な経費（5.4億円）を計上する。

（消費税引上げによる障害福祉サービス等報酬改定率0.69%）

(3) 地域生活支援事業の着実な実施 462億円

移動支援や意思疎通支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、市町村等での事業を着実に実施する。

(4) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備**30億円**

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。

また、障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。

(参考)**【平成25年度補正予算案】**

障害者施設等の防災対策等の推進

148億円

障害者施設等の防災対策等を推進するため、耐震化やスプリンクラーの設置等に要する費用に対して補助を行う。

(5) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供**2,217億円**

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療（精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療）を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(6) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等**1,502億円**

特別児童扶養手当（1,122億円）、特別障害者手当等（379億円）。

(7) 障害児・障害者虐待防止などに関する総合的な施策の推進**障害者虐待防止の推進****地域生活支援事業（462億円）の内数**

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制の整備、家庭訪問、関係機関職員への研修等を実施するとともに、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制の強化を図る。

障害児・障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進**4百万円**

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施する。

(8) 重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援事業**22億円**

重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いこと等により訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、人口規模等を踏まえた重点的な財政支援を行う。

(9) 強度行動障害を有する者への職員の育成【一部新規】

地域生活支援事業 (4 6 2 億円) の内数

強度行動障害を有する者に対応する職員の研修に専門研修を設け、適切な個別支援計画を作成可能な職員の育成を図る。

障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等**(1) 障害者自立支援機器の開発の促進【新規】**

1 . 5 億円

ロボット技術を利用した機器が、障害者の自立や生活支援に活かされるよう、企業が行う開発を更に促進するためのシーズとニーズのマッチング等を行う。

(2) 芸術活動の支援の推進【一部新規】

1 . 3 億円

芸術活動に取り組む障害者への支援として、出展機会や著作権等の権利保護等に関する相談支援などを行うモデル事業等を実施する。

(3) 障害児・障害者の社会参加の促進

2 6 億円

視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、盲ろう者向け通訳者養成等を支援し、障害児・障害者の社会参加の促進を図る。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進 2 3 2 億円

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 高齢・長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進【一部新規】

1 . 2 億円及び地域生活支援事業 (4 6 2 億円) の内数

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県等において、精神障害者の地域移行支援に係る体制整備のための広域調整及び関係機関との連携等を図る。(地域生活支援事業 (4 6 2 億円) の内数)

さらに、入院患者の約半数を占める高齢入院患者に対して、退院に向けた包括的な地域支援プログラムによる治療や支援等を行い、精神障害者の退院促進や地域定着を支援する。

また、難治性患者に対して専門的な治療を実施するために、医療機関間のネットワークの構築等による支援体制のモデル事業を行う。

(2) 精神科救急医療体制の整備

1 9 億円

精神疾患のある救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう体制の充実に取り組むとともに、身体疾患を合併している患者に対応できる病床の確保や救急搬送受入体制の強化等により、精神科救急医療体制の整備を推進する。

(3) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援) 体制の整備 **地域生活支援事業(462億円)の内数**

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を円滑に実施するための支援体制を確保する。

(4) 認知行動療法の普及の推進 **1億円**

うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法()の普及を図るため、従事者の養成を実施するとともに、平成26年度から新たに心理職等の医療関連職種に対する研修事業を追加する。

認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(5) 摂食障害治療体制の整備【新規】 **0.2億円**

「摂食障害治療支援センター」を設置して、急性期の摂食障害患者への適切な対応、医療機関等との連携を図るなど摂食障害治療の体制整備を支援する。

(6) 災害時心のケア支援体制の整備

0.5億円及び地域生活支援事業(462億円)の内数

近年必要性が高まっている心的外傷後ストレス障害(PTSD)対策を中心とした事故・災害等の被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で災害派遣精神医療チーム(DPAT)や緊急危機対応チームの定期的連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害等発生時の緊急対応体制の強化を図る。(地域生活支援事業(462億円)の内数)

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、平成23年に国立精神・神経医療研究センターに設置された「災害時こころの情報支援センター」で、DPAT派遣に係る迅速かつ適切な連絡調整業務や、各都道府県等で実施される心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県等の体制整備を支援する。

(7) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進 **208億円**

心神喪失者等医療観察法を円滑に運用し、対象者の社会復帰の促進を図るため、指定入院医療機関の確保及び通院医療を含む継続的な医療提供体制の整備に努める。

あわせて、指定医療機関の医療従事者を対象とした研修や指定医療機関相互の技術交流等により、医療の質の向上を図る。

(8) 相談支援事業所等 (地域援助事業者) における退院支援体制確保【新規】

地域生活支援事業 (4 6 2 億円) の内数

医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、相談支援事業所等における退院支援の体制整備を支援する。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

2 . 1 億円

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 発達障害児・発達障害者の地域支援機能の強化【一部新規】

地域生活支援事業 (4 6 2 億円) の内数

発達障害の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備及び発達障害児・発達障害者の社会参加を促す観点から、地域の中核である発達障害者支援センターに「発達障害者地域支援マネジャー」を配置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等の機能の強化を図る。

また、都道府県等で、ペアレント・メンター (1) の養成や健診等でのアセスメントツール (2) の導入を促進する研修会等を実施する。

加えて、これまでに実施されたモデル事業において成果のあった、家族の対応力向上を支援するペアレント・トレーニング (3) 及び当事者の適応力向上を支援するソーシャル・スキル・トレーニング (S S T) (4) をメニューに追加し、全国的な普及を図る。

- 1 ペアレント・メンター：発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。
- 2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。
- 3 ペアレント・トレーニング：親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。
- 4 ソーシャル・スキル・トレーニング (S S T) : 子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。

(2) 発達障害児・発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

2 億円

支援手法の開発、人材の育成

1 . 5 億円

発達障害児・発達障害者等を支援するための支援手法の開発を行うとともに、関係する分野との協働による支援や切れ目のない支援等を推進するためのモデル事業を実施する。

また、国立障害者リハビリテーションセンターで、発達障害者の就労支援に関する支援手法の開発に取り組むとともに、発達障害児・発達障害者支援に携わる人に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。

発達障害に関する理解の促進

0.5 億円

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置された「発達障害情報・支援センター」において、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）など、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

（3）発達障害の早期支援

地域生活支援事業（462億円）の内数

市町村において、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

4 障害者に対する就労支援の推進

11 億円

（ 地域生活支援事業計上分を除く ）

（1）工賃向上のための取り組みの推進

3.1 億円

一般就労が困難な障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、経営改善や商品開発、市場開拓等に対する支援を行うことにより、就労継続支援B型事業所の利用者の工賃向上を図る。

また、平成25年度に開催された厚生労働省行政事業レビューの公開プロセスの結果等を踏まえ、特に支援効果が高く、さらに障害者優先調達推進法の促進にも資する共同受注窓口の体制整備を重点的に実施する。

（2）障害者就業・生活支援センター事業の推進

7.9 億円及び地域生活支援事業（462億円）の内数

センター設置による就労支援の強化推進

就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の支援などを実施する。（332箇所）

就労系サービスの利用に関するモデル事業の推進

就労系障害福祉サービスの利用にあたってのアセスメントについて、精神障害や発達障害にも対応できるアセスメントツール等を作成するほか、障害福祉サービス事業所における就労後の定着支援（フォローアップ）を検証するため、自立訓練（生活訓

練)による就労定着支援の実証研究などの支援モデルを検証する。(4箇所)

また、加齢や重度化による一般就労から就労継続事業の利用への移行なども想定した、関係機関の連携による就労支援モデルの検証を行う。

(3) 就労支援の充実強化 地域生活支援事業(462億円)の内数

就労支援を行う事業所のノウハウの充実を図り、企業等での就労を希望する障害者への支援を強化するとともに、企業等で働く障害者のための交流や生活面の相談支援の場の提供等により障害者の就労支援を推進する。

5 自殺・うつ病対策の推進

4.4億円

(地域生活支援事業計上分を除く)

(1) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援、普及啓発の推進

3億円

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化等により、うつ病対策、依存症対策等の精神保健的な取組を行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師等との連携の強化による自殺対策の向上を図る。

また、自殺未遂者等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行うとともに、全国的または先進的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

自殺対策に取組む民間団体への支援

1.3億円

全国的または先進的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。

薬物などの依存症対策の推進【一部新規】

0.4億円

地域での薬物・アルコールを中心とした依存症対策を推進するため、実施自治体で毎年度当初に「地域依存症対策支援計画」を策定し、この計画に基づく事業を実施する。

また、依存症者の社会復帰支援を強化するため、家族支援員による相談支援のほか、関係者や依存症家族に対しての研修を行う。

さらに、依存症治療を専門的に行っている医療機関を「依存症治療拠点機関」に指定し、依存症者及びその家族への医療支援の充実を図るとともに、当該機関で得られた知見の評価・検討を行い、支援体制モデルの確立を行う。

(2) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成

地域生活支援事業(462億円)の内数

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカー等の地域で活動する方々に対するうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修や、地域におけるメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健等に関する研修を行うこと等により、地域における各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

(3) 認知行動療法の普及の推進(再掲) 1 億円

うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法()の普及を図るため、従事者の養成を実施するとともに、平成 26 年度から新たに心理職等の医療関連職種に対する研修事業を追加する。

認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(4) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)体制の整備(再掲) 地域生活支援事業(462億円)の内数

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等においてひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を円滑に実施するための支援体制を確保する。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備(再掲)

0.5 億円及び地域生活支援事業(462億円)の内数

近年必要性が高まっている心的外傷後ストレス障害(PTSD)対策を中心とした事故・災害等の被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で災害派遣精神医療チーム(DPAT)や緊急危機対応チームの定期的連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害等発生時の緊急対応体制の強化を図る。(地域生活支援事業(462億円)の内数)

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、平成 23 年に独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置された「災害時こころの情報支援センター」で、DPAT 派遣に係る迅速かつ適切な連絡調整業務や、各都道府県等で実施される心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県等の体制整備を支援する。

6 東日本大震災からの復興への支援

32 億円

(2) 障害福祉サービス事業所等の災害復旧に対する支援(復興) 8 億円

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所等のうち、各自治体の復興計画で、平成 26 年度に復旧が予定されている施設等の復旧に要する経費について、財政支援を行う。

- (2) 障害福祉サービスの再構築支援 (復興) 6 . 4 億円
被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所等の事業再開に向けた体制整備等に必要な経費について、財政支援を行う。
- (3) 避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置 (復興) 0 . 2 億円
東京電力福島第一原発の事故 - 9 - 避難指示区域の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民について、引き続き障害福祉サービス等の利用者負担の免除の措置を講じた市町村に対する財政支援を行う。
- (4) 被災地心のケア支援体制の整備 (復興) 1 8 億円
東日本大震災による被災者の心のケア等を継続的に実施するため、被災 3 県 (岩手、宮城、福島) に設置した「心のケアセンター」において、精神保健福祉士等の専門職種による自宅及び仮設住宅等への訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援等を行うための体制整備を支援する。

平成 25 年度 障害保健福祉部予算案の概要

予算額

(24年度予算額)	(25年度予算案)	(対前年度増減額、伸率)
1兆3,041億円	1兆3,991億円	(+950億円、+7.3%)

障害福祉サービス関係費 (自立支援給付 + 地域生活支援事業)

(24年度予算額)	(25年度予算案)	(対前年度増減額、伸率)
7,884億円	8,689億円	(+805億円、+10.2%)

【主な施策】

	(対前年度予算増 減額)
良質な障害福祉サービス等の確保	8,689億円(+805億円)
・障害福祉サービス	8,229億円(+795億円)
・地域生活支援事業	460億円(+10億円)
障害者に対する良質かつ適切な医療の提供	2,187億円(+130億円)
障害福祉サービス提供体制の整備	52億円(9億円)
障害支援区分の施行に向けた所要の準備	3.0億円(+2.0億円)
地域における障害児支援の推進	671億円(+105億円)
障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進	4.1億円(0.1億円)
工賃向上のための取組の推進	4.3億円(+0.3億円)
障害者スポーツに対する総合的な取組	8.5億円(± 0億円)
認知行動療法の普及の推進	1億円(± 0億円)
障害福祉サービス事業所などの災害復旧経費	9.6億円(+9.6億円)
【復興(復興庁)】	
被災地心のケア支援体制の整備【復興(復興庁)】	18億円(+18億円)



障害児・障害者の日常生活及び社会生活の自立と地域生活における共生を支援するため、障害福祉サービスの充実及び就労支援、地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者等への支援施策の推進等を図る。

特に、平成 25 年 4 月から障害者総合支援法が施行されることを踏まえ、地域生活支援事業において必須事業化されたものの実施や障害福祉サービスの基盤整備の推進を図る。

1 障害福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・障害者支援の推進 1兆3,711億円(1兆2,751億円)

障害福祉サービスの確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス等の確保(一部新規) 8,229億円

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要なホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援等の障害福祉サービスを総合的に確保する。

また、新たに障害者の範囲に難病患者などを加える。

(2) 地域生活支援事業の着実な実施(一部新規) 460億円

平成 25 年 4 月から施行される障害者総合支援法で必須事業化された手話通訳者等の意思疎通支援を行う人材の育成や、成年後見制度の活用を進める観点から意思決定支援を行い後見業務を適正に担うことができる人材の育成・活用などを実施する。

また、意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、市町村などでの事業の着実な実施や定着を図る。

さらに、児童発達支援センターなどについて、発達障害を含む多障害対応や早期専門対応などの機能強化などを図る。あわせて、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)により取り組んできた事業のうち、地域生活を支える 24 時間の連絡体制の整備などについては、地域生活支援事業で引き続き支援を行う。

(3) 障害児・障害者への福祉サービス提供体制の基盤整備(一部新規) 52億円

障害児・障害者が地域で安心して生活を送ることができるよう、グループホームなどの「住まいの場」の整備を進めるとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など、発達障害を含む障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

また、障害児・障害者の地域移行を進めるため、生活介護や就労継続支援などの「日中活動の場」の整備を推進する。

あわせて、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)で対象となっていた施設の改修(賃貸物件を含む)や、施設整備と一体的に行う就労訓練等のための大規模な設備等の整備を新たに補助対象に追加する。

(参考)	
【平成 24 年度経済危機対応・地域活性化予備費】 障害者支援施設等の緊急整備	23 億円
【平成 24 年度経済対策第 2 弾における予備費】 障害者が地域で安心して暮らすための基盤整備の推進	65 億円
【平成 24 年度第一次補正予算(案)】 災害時における在宅障害児・障害者の避難スペースの整備	16 億円

(4) 障害児・障害者への良質かつ適切な医療の提供 2,187 億円

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

(5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 1,482 億円

特別児童扶養手当(1,100 億円)、特別障害者手当等(382 億円)

(6) 障害児・障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 4.1 億円

障害者虐待防止対策支援事業の推進 4.1 億円

都道府県や市町村で障害児・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制の整備、家庭訪問、関係機関職員への研修等を実施するとともに、障害児・障害者虐待の通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制の強化を図る。

障害児・障害者の虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進 4 百万円

国において、障害児・障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施する。

(7) 障害支援区分の施行に向けた所要の準備 3.0 億円

障害者総合支援法に規定された「障害支援区分」の平成 26 年 4 月からの施行に向け、新たな調査項目による認定調査や調査結果に基づく障害支援区分の判定(一次、二次)に関するモデル事業や、市町村が使用する判定ソフトの開発など、所要の準備を行う。

- (8) 重度訪問介護などの利用促進に係る市町村支援事業 2 2 億円
 重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高いなどのことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている市町村に対し、人口規模等を踏まえた財政支援を行う。

地域における障害児支援の推進

- (1) 障害児の発達を支援するための給付費などの確保 6 7 1 億円
 障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育等の支援を受けられるよう、それに係る必要な経費を確保する。
- (2) 重症心身障害児者の地域生活モデル事業の実施 2 4 百万円
 重症心身障害児者やその家族への総合的な地域支援体制を整備するため、コーディネーターを配置し、障害の状況や個々のニーズなどを踏まえた効果的なサービス利用や関係機関などとの連携のあり方等の総合的なモデル事業を実施する。(5 か所)

障害児・障害者の自立及び社会参加の支援等

- (1) 障害児・障害者の社会参加の促進 2 6 億円
 視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ITを活用した情報バリアフリーの促進、文化芸術活動の振興などを支援し、障害児・障害者の社会参加の促進を図る。
- 手話通訳技術向上等研修事業の推進 (一部新規) 4 2 百万円
 手話通訳士や手話通訳者の技術力向上を図るための現任研修を行う。
 また、指導者の養成研修を行うとともに、新たに指導者リーダー養成研修を実施し、講師の技術力を向上させ、手話通訳者の質の確保を図る。(全国 8 箇所)
- 手話研究・普及等事業の充実 1 1 百万円
 聴覚障害者の日常生活の利便を図るため、手話の研究や新たな手話言語の造語を行うとともに、聴覚障害者及び関係者等へ研究成果等の普及啓発を行う。
- 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施 1 4 百万円
 平成 2 2 年度及び平成 2 3 年度のモデル事業において作成した生活訓練等マニュアルに基づき、地域の施設で訓練等を実施してマニュアルの検証を行い、盲ろう者の地域における生活訓練のあり方について引き続き検討を行う。

(2) 障害児・障害者スポーツに対する総合的な取組 8.5 億円

ソチ 2014 パラリンピック冬季競技大会や夏季デフリンピック競技大会ソフィア 2013 等の世界大会への日本選手団の派遣や強化合宿の実施などを推進するとともに、障害者スポーツ指導員の有効活用を図り、地域での障害児・障害者スポーツの参加機会を確保することなどにより、障害児・障害者スポーツの一層の振興を図る。

選手強化の推進 5.7 億円

障害者スポーツの世界大会（パラリンピック及びデフリンピック（ ））においてメダル獲得が有望である選手・団体を指定し、トップレベルの競技者に対し特別強化プランを実施するとともに、活動費を助成する。

デフリンピック：聴覚障害者のオリンピック（Deaflympics）

世界大会への日本選手団の派遣 1.3 億円

4 年に 1 回開催される障害者スポーツの世界大会（ソチ 2014 パラリンピック冬季競技大会及び夏季デフリンピック競技大会ソフィア 2013）等に日本選手団の派遣を行うとともに、国内強化合宿を実施する。

地域における障害児・障害者スポーツの振興 18 百万円

障害者スポーツ指導員が中心となり、身近な地域において、障害者向けのスポーツ教室等の開催や障害特性を踏まえたスポーツ指導等を行う。また、地域において、自主的・自発的・継続的に障害児・障害者スポーツに取り組む組織体制の構築や関係機関とのネットワークの確立を行う。（障害者スポーツ地域振興事業の実施箇所数：2 箇所 8 箇所）

障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業 17 百万円

障害者の健康増進のためのモデル事業等を国立障害者リハビリテーションセンターで実施するとともに、障害者が安全にスポーツを行いつつ競技力の向上が図られるよう、障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備を図る。

障害福祉サービス等における震災からの復旧・復興**(1) 障害福祉サービス事業所などの災害復旧に対する支援【復興】 9.6 億円**

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所などのうち、各自治体の復興計画で、平成 25 年度に復旧が予定されている施設などの復旧に要する経費について、財政支援を行う。

(2) 障害福祉サービスの再構築支援【復興】 11 億円

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所などの事業再開に向けた体制整備などに必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 警戒区域などにおける障害福祉制度の特別措置【復興】 16 百万円

東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方々について、障害福祉サービスなどの利用者負担の免除の措置を講じた市町村に対する財政支援を行う。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進

262 億円 (273 億円)

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ（訪問支援）体制の整備

6.8 億円

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している患者などに対し、アウトリーチ（訪問支援）により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修などを実施する。

(2) 精神科救急医療体制の整備

20 億円

精神疾患をもった救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう体制の充実に取り組みとともに、身体疾患を合併している患者に対応できる病床の確保や救急搬送受入体制の強化などにより、精神科救急医療体制の整備を推進する。

(3) 高齢・長期入院の精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進 1.3 億円

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、入院患者の約半数を占める高齢入院患者に対して、退院に向けた包括的な地域支援プログラムによる治療や支援などを行い、精神障害者の退院促進や地域定着に向けた事業を実施する。

精神疾患を抱えながら支援につながない人への対応を含めた精神障害者の地域生活を支援するためのモデルフレームについて、障害者総合福祉推進事業を活用し、実践例の研究を行いながら検討を進める。

(4) 認知行動療法の普及の推進**1 億円**

うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法()の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

認知行動療法：鬱病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備**7 9 百万円**

近年必要性が高まっている PTSD (心的外傷後ストレス障害) 対策を中心とした事故・災害などの被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で心のケアチームや緊急危機対応チームの定期的連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害など発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、平成 23 年に独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置された「災害時こころの情報支援センター」において、「心のケアチーム」派遣に係る迅速かつ適切な連絡調整業務や、各都道府県などで実施される心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県などの体制整備を支援する。

(6) 被災地心のケア支援体制の整備【復興】**1 8 億円**

東日本大震災による被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、被災 3 県(岩手、宮城、福島) に設置した「心のケアセンター」において、精神保健福祉士などの専門職種による自宅及び仮設住宅などへの訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援などを行うための体制整備を支援する。

心神喪失者等医療観察法関係**(7) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進****2 1 3 億円**

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関を確保し、通院医療を含む継続的な医療提供体制の整備により、社会復帰の促進を図る。

あわせて、指定医療機関の医療従事者を対象とした研修や指定入院医療機関相互の技術交流により、医療の質の向上を図る。

3 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進

2.3 億円 (3.6 億円)
(地域生活支援事業計上分を除く。)

(1) 発達障害児・発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成など

2.1 億円

支援手法の開発、人材の育成

1.6 億円

発達障害児・発達障害者一人ひとりのニーズに対応する一貫した支援を行うことができるよう、先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立する。

また、国立障害者リハビリテーションセンターで、発達障害者の就労支援に関する支援手法のさらなる開発に取り組むとともに、発達障害児・発達障害者支援に携わる人に対する研修を行い、人材の専門性の向上に取り組む。

発達障害に関する理解の促進

57 百万円

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う、国立障害者リハビリテーションセンターに設置された「発達障害情報・支援センター」において、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)など、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(2) 発達障害児・発達障害者の地域支援体制の確立

発達障害の乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を行うため、都道府県等に設置された「発達障害者支援体制整備検討委員会」等の取り組みについて支援する。

また、都道府県などで、ペアレントメンター(1)の養成とその活動を調整する人の配置、健診などにおけるアセスメントツール(2)の導入を促進する研修会の実施などを行う。

(地域生活支援事業 (460 億円) の内数)

- 1 ペアレントメンター：発達障害児・発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。
- 2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

(3) 発達障害の早期支援

市町村において、発達障害などに関して知識を有する専門員が保育所などを巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う。

(地域生活支援事業(460億円)の内数)

4 障害者への就労支援の推進**13億円(13億円)****(1) 工賃向上のための取り組みの推進(一部新規)****4.3億円**

障害者の地域での自立した生活を支援する観点から、就労継続支援 B 型事業所の利用者の工賃向上のため、経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とした「工賃向上計画(24年度~26年度)」による支援を行う。

特に、障害者優先調達推進法(平成25年4月1日施行)の円滑な施行に資するよう、共同受注窓口の体制整備について、官公需の発注に対応する体制にも配慮しつつ、未整備の地方自治体の体制を整備するなど、重点的に充実・強化を図る。

【国1/2、都道府県1/2】

- ・ 経営力育成・強化(工賃向上計画の策定及び管理者の意識向上)
- ・ 技術向上(専門家による技術指導や経営指導のアドバイス等)

【定額(10/10相当)】

- ・ 共同化推進(一部新規)

共同受注窓口を継続できる体制の確立を図るための経費。

障害者優先調達推進法の施行を念頭に、共同受注窓口が未整備の都道府県の体制整備を図るための立ち上げ等の経費。(新規)

- ・ 工賃引き上げに積極的な事業所による好事例の紹介、説明会の実施

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進**8.1億円**

就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などによる生活面の支援などを実施する。(327箇所 332箇所)

5 自殺・うつ病対策の推進**30億円(14億円)****(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問による支援)体制の整備(再掲)****6.8億円**

障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している患者などに対し、アウトリーチ(訪問支援)により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提

供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修などを実施する。

(2) 認知行動療法の普及の推進 (再掲) 1 億円

うつ病の治療において有効性が認められている認知行動療法 () の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(3) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援、普及啓発の推進 2 . 8 億円

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」での専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化などにより、うつ病対策、依存症対策などの精神保健的な取組を行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師などとの連携の強化による自殺対策の向上を図る。また、自殺未遂者や自死遺族などへのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。さらに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

自殺対策に取組む民間団体への支援 1 億円

先進的かつ効果的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。

薬物などの依存症対策の推進 3 9 百万円

地域での薬物・アルコールを中心とした依存症対策を推進するため、実施自治体で毎年度当初に「地域依存症対策支援計画」を策定し、この計画に基づく事業を実施する。また、依存症者の社会復帰支援を強化するため、家族支援員による相談支援のほか、関係者や依存症家族に対しての研修を行う。

(4) 自殺予防に向けた相談体制の整備と人材育成 4 0 百万円

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する方々に対するうつ病の基礎知識、診断、治療などに関する研修や地域におけるメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健などに関する研修を行うことなどにより、地域における各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

(5) 災害時心のケア支援体制の整備 (再掲) 7 9 百万円

近年必要性が高まっている PTSD (心的外傷後ストレス障害) 対策を中心とした事

故・災害などの被害者への心のケアの対策を推進するため、各都道府県で心のケアチームや緊急危機対応チームの定期的連絡会議を開催するなど、日常的な相談体制の強化や事故・災害など発生時の緊急対応体制の強化を図る。

また、大規模自然災害発生時の心のケア対応として、平成 23 年に独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置された「災害時こころの情報支援センター」において、「心のケアチーム」派遣に係る迅速かつ適切な連絡調整業務や、各都道府県などで実施される心のケア活動への技術的指導を行い、東日本大震災被災者への継続的な対応や、今後の災害発生に備えた都道府県などの体制整備を支援する。

(6) 被災地心のケア支援体制の整備【復興】(再掲) 1 8 億円

東日本大震災による被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、被災 3 県(岩手、宮城、福島)に設置した「心のケアセンター」において、精神保健福祉士などの専門職種による自宅及び仮設住宅などへの訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援などを行うための体制整備を支援する。

6 復興特別会計の主な施策

7 1 億円

(1) 障害福祉サービス事業所などの災害復旧に対する支援【復興】(再掲)

9 . 6 億円

東日本大震災で被災した障害福祉サービス事業所などのうち、各自治体の復興計画で、平成 25 年度に復旧が予定されている施設などの復旧に要する経費について、財政支援を行う。

(2) 障害福祉サービスの再構築支援【復興】(再掲)

1 1 億円

被災地の障害者就労支援事業所の業務受注の確保、流通経路の再建の取組や障害福祉サービス事業所などの事業再開に向けた体制整備などに必要な経費について、財政支援を行う。

(3) 警戒区域などにおける障害福祉制度の特別措置【復興】(再掲) 1 6 百万円

東京電力福島第一原発の事故により設定された警戒区域などの住民の方々について、障害福祉サービスなどの利用者負担の免除の措置を講じた市町村に対する財政支援を行う。

(4) 被災地心のケア支援体制の整備【復興】(再掲)

1 8 億円

東日本大震災による被災者の心のケアなどを継続的に実施するため、被災 3 県(岩手、

資料 3 - 7

宮城、福島)に設置した「心のケアセンター」において、精神保健福祉士などの専門職種による自宅及び仮設住宅などへの訪問相談、アウトリーチによる医療の提供支援などを行うための体制整備を支援する。

平成 24 年度 障害保健福祉部予算の概要

予算額

(23 年度予算額)	(24 年度予算額)	(対前年度増減額、伸率)
1兆1,815 億円	1兆3,045 億円(+1,230 億円、+10.4%)	

障害福祉サービス関係費 (自立支援給付 + 地域生活支援事業)

(23 年度予算額)	(24 年度予算額)	(対前年度増減額、伸率)
6,787 億円	7,884 億円(+1,097 億円、+16.2%)	

【主な施策】

	(対前年度予算増 減額)
良質な障害福祉サービス等の確保	7,884 億円(+1,097 億円)
・障害福祉サービス	7,434 億円(+1,092 億円)
・地域生活支援事業【一部重点化】	450 億円(+ 5 億円)
障害者に対する良質かつ適切な医療の提供	2,057 億円(+ 66 億円)
障害福祉サービス提供体制の整備【一部重点化】【一部復旧・復興枠】 (このうち、内閣府に一括交付金として 11.3 億円計上。)	117 億円(+ 9 億円)
障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進	4.2 億円(+0.1 億円)
障害者スポーツに対する総合的な取り組み	8.5 億円(+3.4 億円)
重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 (新規)	22 億円
精神障害者アウトリーチ(訪問支援)推進事業	7.9 億円(+0.9 億円)
精神科救急医療体制の整備	20 億円(+ 2 億円)
災害時心のケア支援体制の整備(新規)	1.1 億円
発達障害者等支援施策の推進【一部復旧・復興枠】	8.7 億円(+0.9 億円)
復興特別会計の主な施策【復旧・復興枠】	75 億円



障害があっても当たり前前に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる社会を実現するため、良質な障害福祉サービスの確保や地域生活支援事業の着実な実施、精神障害者や発達障害者等への支援施策の推進等を図る。

また、平成22年12月10日に公布された障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正法について、平成24年4月の施行に適切に対応するとともに、平成23年8月に提出された総合福祉部会の骨格提言を踏まえた支援策を推進する。

1 障害保健福祉サービスの確保、地域生活支援などの障害児・者支援の推進

1兆2,756億円(1兆1,543億円)

障害福祉サービスの確保、地域生活支援等

(1) 良質な障害福祉サービス等の確保(一部新規) 7,434億円

障害者等が地域で暮らすために必要なホームヘルプ、グループホーム、就労移行支援等の障害福祉サービスを計画的に確保する。

また、平成24年4月に+2.0%の障害福祉サービス費用(報酬)の改定を行い、福祉・介護職員の処遇改善、通所サービス等の送迎を含む障害者の地域生活の支援、障害福祉サービスの質の向上等を推進する。

(参考)【平成23年度第4次補正予算案】

障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し・延長(24年度末) 115億円
障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の所要額の積み増し及び平成24年度までの期間延長を行い、事業所運営の安定化、設備等の基盤整備、自治体における給付費支払システムの改修等を実施する。

障害者自立支援対策臨時特例基金(115億円)

1. 事業目的

平成24年度から新体系移行が完全実施されるが、新体系移行後の利用者やサービス提供事業者への支援や、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正法の円滑施行のための支援を行う。(平成25年3月31日まで延長)

2. 事業内容

新体系定着支援事業 50億円(補助率:1/2)

新体系移行後の事業運営を安定化(9割保障)させることにより、新体系移行後のソフトランディングを支援。

障害者自立支援基盤整備事業 37億円(補助率:定額)

賃貸物件をグループホーム等に改修するための経費や就労支援事業所等の設備に係る経費を助成し、障害福祉サービスの基盤を整備促進。

障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 10億円(補助率:定額)

障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正法の施行に伴い、自治体における給付費支払システムの改修等を行う。

相談支援体制の充実・強化事業その他 18億円(補助率:定額)

相談支援体制の充実の強化事業、地域移行の推進に資する事業など

(参考)【復興庁設置法に基づき内閣に設置する復興庁で計上】 16百万円

東京電力福島第一原発事故により設定された警戒区域等に住所を有する利用者について、その利用者負担の免除の措置を延長する場合に、市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

(2) 地域生活支援事業の着実な実施 (一部新規) 【一部重点化】 4 5 0 億円

移動支援やコミュニケーション支援など障害児・者の地域生活を支援する事業について、市町村等での事業の着実な実施や定着を図る。

また、障害児・者が地域生活へ移行するための支援や、安心して地域で暮らすことができるための支援体制を整備するため、地域での相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化や成年後見制度の利用を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化など障害児支援の充実を図る。

(3) 障害者への良質かつ適切な医療の提供 2 , 0 5 7 億円

心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療 (精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療) を提供する。

また、自立支援医療の利用者負担の在り方については、引き続き検討する。

(4) 障害児・者への福祉サービス提供体制の基盤整備 (一部新規)**【一部重点化】【一部復旧・復興】 1 1 7 億円**

障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進する。

また、基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育など障害児支援の充実を図るための整備を推進する。

さらに、災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受入が可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進するとともに、障害福祉サービス事業所 (通所) の耐震化を図る。

なお、これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた大規模修繕等及び保護施設等の整備については、平成 2 4 年度から地域自主戦略交付金 (一括交付金) により対応する。

(1 1 . 3 億円)

大規模修繕等：既存施設の一部改修や介護用リフト等の建物に固定して一体的に整備する工事。

(参考) 【平成 23 年度第 4 次補正予算案】

社会福祉施設整備等の追加財政措置 3 0 億円

社会福祉施設等施設整備費補助金に係る各自治体からの整備計画に対応するための所要額を計上し、障害福祉サービス提供体制の基盤整備を促進する。

- (5) 特別児童扶養手当、特別障害者手当等 1,511億円
特別児童扶養手当(1,124億円) 特別障害者手当等(387億円)
手当額についてはこれまで年金と連動して同じスライド措置が採られており、かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず手当額を据え置いたことにより、1.7%、本来の手当額より高い水準の手当額で支給している措置について、年金と同様に、手当額を本来の水準に計画的に引き下げる。
(平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年10月から0.6%引下げ)
- (6) 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進 4.2億円
障害者虐待防止対策支援事業の推進(一部新規) 4.2億円
平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に向けて、都道府県や市町村で障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制の整備、家庭訪問、関係機関職員への研修等を実施するとともに、新たに、障害者虐待防止法における通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制を強化する。

障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進 4百万円
国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施する。
- (7) 障害程度区分の調査・検証(新規) 1億円
実態に即した公平・透明な支給決定が行われるよう、障害程度区分に関する調査・検証を行う。
- (8) 自治体等における専門的人材養成の支援(一部再掲) 50百万円
総合福祉部会の骨格提言を踏まえ、自治体等における相談支援や権利擁護に必要な人材確保のため、必要な研修等の支援を行う。
- (9) 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業(新規) 2.2億円
重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている財政力の弱い市町村に対し財政支援を行う。(障害者自立支援対策臨時特例交付金の基金事業であったものを新たに補助金化するもの。)

地域における障害児への支援体制の強化

- (1) 障害児の発達を支援するための給付費等の確保（一部新規） 566億円
 障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育等の支援を受けられるよう、それに係る経費を確保する。
- (2) 重症心身障害児者の地域生活モデル事業の実施（新規） 24百万円
 重症心身障害児者やその家族への総合的な地域支援体制を整備するため、コーディネーターを配置し、障害の状況や個々のニーズ等を踏まえた効果的なサービス利用や関係機関等との連携のあり方等の総合的なモデル事業を実施する。（5か所）

障害者の自立及び社会参加の支援等

- (1) 障害者の社会参加の促進 27億円
 視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ITを活用した情報バリアフリーの促進、芸術文化活動の振興等を支援し、障害者の社会参加の促進を図る。
- 手話通訳技術向上等研修事業の充実 32百万円
 手話通訳士や手話通訳者等の技術向上や指導者の養成を図るための研修を行い、聴覚障害者等の社会参加の促進を図る。（現任研修の実施箇所数の増：全国4ブロック 全国8ブロック）
- 手話研究・普及等事業の充実 12百万円
 聴覚障害者の日常生活の利便を図るため、手話の研究や新たな手話言語の造語を行うとともに、聴覚障害者及び関係者等へ研究成果等の普及啓発を行う。（新しい手話の造語及びその普及を行う研究委員会の設置箇所数の増：全国3ブロック 全国8ブロック）
- 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施 14百万円
 平成22年度及び平成23年度のモデル事業において作成した生活訓練等マニュアルに基づき、地域の施設で訓練等を実施してマニュアルの検証を行い、盲ろう者の地域における生活訓練のあり方について検討を行う。
- 災害時リーダー養成研修・実践的救援訓練事業の実施（新規） 1百万円
 国際障害者交流センター（大阪府堺市）において、災害時における視聴覚障害者の障害の特性に応じた対応方法を熟知したリーダーの養成を行う。（年2回実施）

(2) 障害者スポーツに対する総合的な取組**8 . 5 億円**

平成 2 3 年 6 月に成立したスポーツ基本法を踏まえ、ロンドンパラリンピック等の世界大会への日本選手団の派遣や強化合宿の実施などを推進することにより、障害者スポーツの振興を図る。

選手強化事業の充実**5 . 7 億円**

障害者スポーツの世界大会（パラリンピック及びデフリンピック（ ））においてメダル獲得が有望である選手・団体を指定し、トップレベルの競技者に対する特別強化プランを実施する。

デフリンピック：聴覚障害者のオリンピック（Deaflympics）

世界大会への日本選手団の派遣**1 . 3 億円**

4 年に 1 回開催される障害者スポーツの世界大会（ロンドンパラリンピック及びスペシャルオリンピックス冬季世界大会（韓国・平昌^{ピョンチャン}））に日本選手団の派遣を行うとともに、国内強化合宿を実施する。

障害者スポーツ指導者の養成（新規）**3 4 百万円**

地域における障害のある人々のスポーツ活動を支えるとともに、障害者スポーツの競技力向上のため、「障害者スポーツ指導員」、「障害者スポーツコーチ」、「障害者スポーツ医」、「障害者スポーツトレーナー」の養成及び資質の向上のための現任研修を行う。

障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業（新規）**1 7 百万円**

障害者の健康増進のためのモデル事業等を国立障害者リハビリテーションセンターで実施するとともに、障害者が安全にスポーツを行いつつ競技力の向上が図られるよう、障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備を図る。

業務管理体制の整備等**(1) 業務管理体制データ管理システムの整備 (新規) 99百万円**

平成24年4月からの障害福祉サービス事業者等の新たな業務管理体制の整備について、監督権者の指導監督が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者等の情報を共有化するシステムの構築等を行う。

(2) 業務管理指導監督研修会等の実施 (新規) 4百万円

障害福祉サービス事業者に対する、都道府県及び市町村の指導監督が適切に行われるよう、都道府県・市町村において指導監督業務に従事する職員に対し、監査の実施内容、法令順守に関する指導方法等についての研修を実施する。

2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進**273億円 (245億円)****(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ (訪問支援) 体制の整備****7.9億円**

障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している重症の患者などへ、アウトリーチ (訪問支援) により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修等を実施する。(25か所 28か所 (定額補助))

(2) 精神科救急医療体制の整備**20億円**

各都道府県において、精神疾患をもった救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう、精神科救急医療施設における空床を確保する等、精神科救急医療体制の整備を推進するとともに、平成22年の精神保健福祉法の一部改正により、都道府県に法律上位置付けられた精神科救急医療体制整備の努力義務の下で、近年増加している自殺未遂者や身体疾患を合併する精神疾患患者にも対応できる精神科救急医療体制のさらなる充実・強化を図る。

(3) 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進 (一部新規) 3.3 億円

「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県等において、精神科病院の入院患者に対する退院促進に向けた啓発活動や対象者が退院に向けて行う準備への支援などを行うことにより、精神障害者の退院促進及び地域定着に向けた事業を実施する。

また、退院のために特に支援が必要な高齢長期入院患者に対しては、院内の専門職種と地域の関係者がチームとなり、退院に向けた包括的な地域支援プログラムを実施し、地域移行を目指す取り組みを新たに実施する。

(4) 認知行動療法の普及の推進 98 百万円

うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法()の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

認知行動療法：鬱病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

(5) 認知症医療体制の整備 3.6 億円

地域で認知症の専門的医療を提供する認知症疾患医療センターにおいて、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、診療情報提供、介護との連携等を行うほか、認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能の整備等を推進する。

(6) 災害時心のケア支援体制の整備 (一部新規) 1.1 億円

自然災害の被災者、犯罪、交通事故等の被害者の P T S D (心的外傷後ストレス障害)、トラウマ対策として、都道府県等における日常的な相談体制の強化、及び事故等発生の緊急対応体制の整備を図る。

また、大規模自然災害発生時の被災地に対する精神医療・心のケアに係る、応急的・継続的な支援体制の強化を図る。

(参考)【平成 23 年度第 3 次補正予算】**被災者の心のケア****2.8 億円**

被災者の方々に対して中長期的な心のケアを行うため、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金を積み増し(被災 3 県)し、被災者の支援や心のケアを行うための拠点整備を図るための事業等に対して財政支援を行う。

心神喪失者等医療観察法関係

(7) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進（一部新規） 235億円

心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関の確保を行うとともに、入院から通院を通じた継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。

また、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の専門家により医療体制等について技術的助言を行うことにより、医療の向上を図る。

3 発達障害者等支援施策の推進 8.7億円(7.8億円)

(1) 発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成等（一部新規）

3.5億円

支援手法の開発、人材の育成

2.7億円

発達障害者一人ひとりのニーズに対応する一貫した支援を行うことができるよう、先駆的な取組を通じて有効な支援手法を開発・確立する。

また、国立障害者リハビリテーションセンター等で、これまでのモデル事業の成果を踏まえ、発達障害者の就労支援に関する支援手法の充実を図るとともに、家族短期入所及び訪問支援等を通じた発達障害児とその家族に対する支援プログラムの開発や、発達障害者支援に携わる人に対する研修を行う。

発達障害に関する理解の促進

71百万円

全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う発達障害情報・支援センターにおいて、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。

また、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)を契機に、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。

(2) 発達障害者の地域支援体制の確立 2億円

都道府県等に置かれている発達障害者支援センターで、発達障害のある人やその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。

また、都道府県等で、ペアレントメンター(1)の養成とその活動を調整する人の配置、健診などにおけるアセスメントツール(2)の導入を促進する研修会の実施等を行う。

- 1 ペアレントメンター：発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。

(3) 発達障害の早期支援 2.7 億円

市町村で発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う（66 市町村 113 市町村）

（参考）【復興庁設置法に基づき内閣に設置する復興庁で計上】

発達障害者への災害時支援（新規）【復旧・復興】 45 百万円

発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や避難場所の確保など、災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成する。

4 障害者に対する就労支援の推進 15 億円（15 億円）

(2) 「工賃向上計画」の着実な推進 4 億円

工賃向上計画については、各都道府県におけるこれまでの「工賃倍増5か年計画」による取組を踏まえて見直しを行い、経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とする新たな「工賃向上計画の策定（3年間）」を支援することで、就労継続支援B型事業所（一般企業等での就労が困難な障害者への就労を支援（雇用契約によらない）する事業所）における安定的・継続的な作業を確保するなど、工賃引き上げに向けた取組を支援する。

【国 1/2、都道府県 1/2】

- ・ 経営力育成・強化
工賃向上計画の策定及び管理者の意識向上を図る。
- ・ 技術向上
専門家による技術指導や経営指導のアドバイス等を行う。

【定額（10/10 相当）】

- ・ 共同化推進
共同受注窓口を継続できる体制の確立を図る。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業の推進（一部新規） 11 億円

センター設置による就労支援の強化推進（322 箇所 327 箇所）

就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などによる生活面の支援などを実施する。

就労系サービスの利用に関するモデル事業の推進（新規）

平成 24 年 4 月からのサービス利用計画対象者の拡大に伴い、就労系の障害福祉サービス利用希望者に対して相談支援事業所が行うサービス利用計画の作成に資する、アセスメントの実施及び評価などをモデル的に実施する（10 箇所）。

5 自殺・うつ病対策の推進**12 億円（13 億円）****（1）地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ（訪問による支援）体制の整備（再掲）** **7.9 億円**

障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している重症の患者などへ、アウトリーチ（訪問支援）により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修等を実施する。（25 箇所 28 箇所（定額補助））

（2）認知行動療法の普及の推進（再掲） **98 百万円**

うつ病の治療において有効性が認められている認知行動療法（ ）の普及を図るため、従事者の養成を実施する。

認知行動療法：うつ病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。

（3）地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援、普及啓発の推進 **3.2 億円**

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」において、専門相談を実施するほか、関係機関のネットワーク化等によるうつ病対策、依存症対策等の精神保健的な取組を進めることにより自殺対策の向上を図る。

また、自殺未遂者や自死遺族等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。さらに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

自殺対策に取組む民間団体への支援**1.3 億円**

先進的かつ効果的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。

地域における薬物等の依存症対策の推進（一部新規）

53百万円

地域における薬物・アルコールを中心とした依存症対策を推進するため、「地域依存症対策支援計画」を策定し、この計画に基づく事業を実施するとともに、新たに依存症家族に対する相談支援を専門に行う「家族支援員」を本事業を実施する自治体の精神保健福祉センターに配置する。また、依存症者の社会復帰支援を強化するため、関係者に加え、依存症家族に対しての研修を行う。

（４）自殺予防に向けた相談体制の整備と人材育成

40百万円

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する方へのうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修を行い、地域における各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

6 復興特別会計の主な施策

75 億円

(1) 災害時の障害福祉サービス提供体制の整備(新規)【復旧・復興：再掲】

45 億円

災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急の受け入れが可能となる設備等を備えた防災拠点の整備を推進するとともに、障害福祉サービス事業所等(通所)の耐震化を図る。

(2) 発達障害者への災害時支援(新規)【復旧・復興：再掲】

45 百万円

【復興庁設置法に基づき内閣に設置する復興庁で計上】

発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や避難場所の確保など、災害時の支援に効果的な方法等のマニュアルを作成する。

(3) 障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置【復旧・復興：再掲】

【復興庁設置法に基づき内閣に設置する復興庁で計上】

16 百万円

東京電力福島第一原発事故により設定された警戒区域等に住所を有する利用者について、その利用者負担の免除の措置を延長する場合に、市町村等の負担を軽減するための財政支援を行う。

(参考1)【平成23年度第3次補正予算】

障害福祉サービスの再構築

15 億円

被災地の障害福祉サービス事業所が引き続き安定したサービスの提供を行うため、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業を積み増し(被災3県)し、障害者就労支援事業所等に対する支援や居宅介護事業所等の事業再開のための施設整備等の事業に対して財政支援を行う。

(参考2)【平成23年度第4次補正予算案】

<被災施設の災害復旧>

社会福祉施設等災害復旧費補助金の積み増し

88 百万円

長野中部地震、新潟・福島豪雨、台風12号及び台風15号により被災した障害福祉サービス事業所の復旧に要する経費の一部に対して財政支援を行う。

平成 23 年度補正予算（第 3 号・第 4 号） 主な障害保健福祉部予算（案）の概要

補正予算額（第 3 号）

- 1 被災者の心のケア 28.3 億円
被災地に長期間滞在し、心のケアに当たる専門人材の確保と、自宅及び仮設住宅を訪問支援する等の活動を行うことを目的とし、障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し等により事業を実施する。
(実施期間：平成 23～24 年度)
- 2 被災地障害福祉サービス基盤整備事業 15 億円
被災地の障害福祉サービス事業所の復興を支援し、安定したサービスの提供を行うことができるよう、復興支援拠点を整備し、以下の事業に対して財政支援を行う。
- ・ 障害者就労支援事業所の業務受注の確保及び流通経路の再建の取組
 - ・ 障害者自立支援法等の新体系サービスへの移行
 - ・ 発達障害児・者のニーズに応じたサービス等の提供
 - ・ 居宅介護事業所等の事業再開に向けた施設整備 など
- (これらの事業は、障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増し、平成 25 年 3 月まで。)

補正予算額（第 4 号）

- 1 障害福祉サービス事業所の運営安定化等 115 億円
(障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し・延長)
障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の所要額の積み増し及び平成 24 年度までの期間延長を行い、事業所運営の安定化、設備等の基盤整備、自治体における給付費支払システムの改修等を実施する。
- 2 障害福祉サービス提供体制の整備 30 億円
社会福祉施設等施設整備費補助金に係る各自治体からの整備計画に対応するための所要額を計上し、障害福祉サービス提供体制の基盤整備を促進する。

3 被災施設の災害復旧**2.6 億円**

台風等（台風12号、15号、新潟福島豪雨、奄美地方豪雨、長野県中部地震）の被害を受けた社会福祉施設や（独）のぞみの園の災害復旧にかかる施設整備等に対する所要の追加財政措置を行う。

4 障害者自立支援給付支払システムの改修**7.2 億円**

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正法の平成24年4月1日施行分に係るシステム改修が、当初の予定より大規模な改修が必要となったため、障害者自立支援給付支払システム事業費に対する所要の追加財政措置を行う。